

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

瑞浪市長 水 野 光 二

市町村名 (市町村コード)	瑞浪市 (21208)
地域名 (地域内農業集落名)	日吉地区 (宿集落、半原集落、宿洞集落、社別当集落、三和之郷集落、北野集落、 細久手集落、本郷集落、柄石集落、白倉集落、南垣外集落、深沢集落、 田高戸集落、平岩集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の宿集落、半原集落、宿洞集落、三和之郷集落、北野集落、細久手集落、本郷集落、柄石集落、白倉集落、南垣外集落、深沢集落、田高戸集落、平岩集落では圃場整備を実施済みであり、担い手を中心に水稻が栽培されている。また、一部の農用地では、大豆、麦、茶のほか、特産品化作物であるエゴマが栽培されている。圃場整備未実施の農用地では、主に農地所有者により水稻、露地野菜が作付けされている。

一方、酪農、肉用牛、養鶏といった畜産も行われ、採草放牧地では、肉用牛用の飼料用作物が生産されている。農用地区域内の農用地227.3227.1haの内、82.465.8%は60歳以上の農業者が耕作している。また、田高戸集落、深沢集落、南垣外集落、白倉集落、平岩集落では集落営農組織による農地の管理が行われている。集落営農組織の管理面積及び担い手による集積面積は全体農用地の48.249.2%となり、持続的な農用地の利用を図るためには、集落営農組織による管理の継続、担い手による集積の拡大を図っていく必要がある。また、獣害被害が増加傾向にあるため、鳥獣被害防止対策が必要となっている。

【地域の基礎データ】
(耕種農家)
認定農業者:5
主な作物等:水稻、大豆、麦、茶、エゴマ
(畜産農家)
認定農業者:6
主な作物等:乳用牛、肉用牛、肉用鶏、採卵鶏

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻について、酷暑対策として早生品種や高温耐性品種を、生産性向上対策として多収品種を導入する。

スマート農業技術を導入することによって、担い手の経営面積を拡大する。

水稻以外の高収益作物や特産品化作物のなどの作付けを推進し、担い手の経営安定化を図る。

鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ防護柵を設置する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	267.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	267.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農用地等を農業上の利用が行われている農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手や関係機関で構成する検討会における農用地のゾーニングに関する協議に基づき、集積・集約化を推進する。 また、柄石地区の再圃場整備実施後の農地を担い手に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向に沿って段階的に活用していく。 また、柄石地区の再圃場整備実施後には農地中間管理機構を活用して集積する。
(3)基盤整備事業への取組方針
大区画化・汎用化が可能な農用地については、既に基盤整備事業等を実施済みである。事業等実施済みの農用地であっても区画が小規模のものもあるため、大規模区画に変更する再ほ場整備の実施を検討する。 柄石地区の再圃場整備については、令和7年度より実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAとうと、県などと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、農用地の斡旋、農業用機械の導入支援を行う。また、農産物等直売所出荷者協議会とも連携し、栽培技術講習会を実施するなど相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュ防護柵を設置し、地区における見回りを実施することで獣害を防止する。
 ②有機・減農薬といった付加価値の高い農業への転換を進める。
 ③担い手の経営効率化を図るためのスマート農業機械を導入する。
 ⑦農産物等直売所の出荷者など小規模の農業者を育成することで、大規模の農業者が集積困難な農用地の活用につなげる。
 ⑨採草放牧地での飼料用作物の生産拡大を図る。